

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第515号 平成25年3月22日

## 引き取り手のない遺品

2月17日付の朝日新聞に、公営住宅で孤独死した入居者について、相続人がいない場合「正規の手続きを経ずに遺品を廃棄している自治体がある」事が分かったとの報道がありました。

報道によると、全ての都道府県・政令指定市に取材したところ、9都県市では財政負担の重さを理由に正規の手続きを取らず遺品を廃棄している事実を認めており、担当者も「グレーゾーンだと分かっているが、やむを得ない」と打ち明けたとしています。また併せて、「法的に問題がある」との法務省の見解も載せています。

なお、正規の手続きを取って遺品を処分していたのは、北海道と大阪市だったとのことで、北海道人としては、半ばほっとしています。

民法では、相続人の存在が明らかでない場合、家主などの申し立てをもとに家庭裁判所が選んだ弁護士や司法書士らによる「相続財産管理人」が相続人の有無などを詳しく調査し、故人の財産を清算すると定めています（民法第6章）。

こうした手続きは、財産を処分した後に相続人と名乗る人物が現われるというトラブルを避ける上で必要だと思います。しかし現実には、所定の手続きや財産の処分には費用が掛かりますので、その費用を誰がどのように負担するかは大きな問題です。

朝日新聞の記事の中で、ある県で実際に有ったケースが紹介されていますが、それによると、戸籍をたどって探し当てた遠縁の遺族は男性を知らず、遺品の引き取りを拒み、県による処分にも同意しなかった為に遺品が宙に浮いてしまったというものです。結局県は、更に相続人を捜しながら当面は部屋をそのままにして置くそうですが、県は、正規の手続きだけでなく、公営住宅の管理にも相当の負担を強いられる事になります。

こうした実態を見るにつけ、冷たいいい方になるかも知れませんが、故人となった方の財産の管理や処分の経費を、故人とは全く関係のない市民の税金で賄う事については、一定のルールが必要だとつくづくお思います。

世の中、誰にも看取られず亡くなってしまおうというケースは少なくありませんが、問題なのは、社会との係わりだけではなく、自分の家族や親類縁者との関係も断って一人で生活し、誰にも看取られずに死んでしまう孤立死や孤独死の存在です。し

かも、この孤立死や孤独死は年々増加の傾向にあり、大きな社会問題となっています。

朝日新聞が、47都道府県と20指定市に公営住宅の単身入居者の遺品の扱いについて取材したところ、相続人がいなかったり、引き取りを拒否されたりするケースが、2009年以降38の自治体で起きていたとの事ですが、実態はかなり深刻だと思います。

亡くなった後の遺品は、如何に思い入れがあろうとそれは「一般廃棄物」となります。とはいえ、家族のアルバムや位牌など故人との関わりが深ければ深い程、処分する事が難しくなります。機械的な処理は批判を招きかねません。しかし、その一方では、引き取り手のない遺品が増え続けており、自治体としても頭を抱えています。

故人とはいえ、亡くなるまでは地域の住民として生活していた訳ですから、孤立死した後の始末について、それぞれの自治体が一義的に責任を負うというのは当然ですが、ただ、孤立死の実態や自治体の負担を考えると、正規の手続きを取らないのは「法的に問題」といっているだけでは、それこそ問題の解決にはなりません。

私は、自治体の負担がもっと軽減されるよう、国においても財産処分に至る手続きの有り方などについて検討すべきだと考えています。(塾頭：吉田 洋一)